

甲州市「歴史まちづくり」の 取り組み

甲州市には、県内に五件しかない国宝のうち三件が所在（大善寺本堂・向嶽寺達磨図・菅田天神社楯無鏡）するなど、多くの文化財があります。

また、近年では勝沼地域の近代産業遺産（明治以降の鉄道や堰堤などの近代化に伴う土木工作物など）が知られるようになり、さらに平成十六年に「景観法」という新しい法律が施行されたことにより、農林水産業などに関連した景観を「文化的景観」として文化財に選定できるようになりました。

そのような流れのなか、特徴的な文化財をまちづくりに活かせるよう、国土交通省・農林水産省・文部科学省（文化庁）などが連携し、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」が誕生しました。

甲州市では、現在良好な景観を後世に伝えていくために、「景観計画」を策定しているところですが、同時に文化的景観についての情報収集や、歴史まちづくり法に基づく「甲州市歴史的風致維持向上計画」を作成すべく、勉強会を開催しています。

講師は、工学院大学の後藤治教授と、工学院大学に客員として調査研究に携わっている株式会社マヌ都市建築研究所の三浦卓也主任研究員です。

歴史まちづくり楽学・連続講座

わがまちの歴史文化を生かしたまちづくりを学ぼう
歴史文化に彩られた
果樹園交流のまちをめざして

講座は三回連続で、これまでに二回が終了しました。一回目は一月三十一日（火）午後六時から市役所で開催し、職員を中心に四十名ほどが参加しました。内容は、「歴史まちづくり法と伝建地区制度について学ぼう」ということで、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画を作成することにより、地域の歴史と文化に根ざした多種多様な整備ができるようになること、整備は、文化財保護法に基づく指定文化財建造物でなくても対象とできることなど、これまで補助の対象とならなかったという説明がありました。

これまでの法律は、守ることが基本で、そのために規制が中心の「つくらせない」法律でしたが、歴史まちづくり法は、市町村が計画を立てることで「つくる」ことができる「法律であるところに特徴があります。歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画には、核となる文化財が必要で、国指定の史跡・建

造物・重要伝統的建造物群保存地区がその核となるものです。甲州市を例にとると、重要文化財なら大善寺や旧高野家住宅や熊野神社、雲峰寺、恵林寺など、史跡なら勝沼氏館跡などを核として計画できますが、県内の町村によっては、こういった文化財がないところもありますので、歴史まちづくり法の恩恵に授かることができる自治体は限られてきます。

二回目は、二月二十一日（火）午後七時から、「甲州市で諸制度の活用を考えよう」と題して、上条地区の甲州民家情報館で開催しました。

歴史まちづくり法で核となる文化財のひとつに重要伝統的建造物群保存地区が挙げられていることから、伝建地区を中心とした歴史まちづくりを行っている事例などが紹介されました。また、伝建地区のメリットとして、防災対策が行われる、説明板等が設置される、保存修理が受けられる、税制の優遇制度がある、などが説明されました。

甲州市での歴史的風致を考えるうえでのヒントとして、広域的なつながりを構築できるというのがあります。「上条報告第二十一号」で紹介しました恵那市の岩村町本通りは、旧岩村町の伝建地区でしたが、合併したことにより恵那市となり、同じく合併した明智



第1回講座(1月31日)の様子。



第2回講座(2月21日)の様子。

町にある「日本大正村」や、恵那市の恵那峡などとセットで観光PRをしたところ、客数が増えたとのこと。また、広域的なつながりをもつことにより、歴史や文化によって培われてきた景観の役割分担ができるようになります。

塩山地域では、社寺の歴史文化によって形成された歴史的風致があり、勝沼地域にはブドウ栽培やワイン醸造によって形成された歴史的風致があります。これらを互いに競わせるのではなく、役割としてみることで、観光客に対して多様性を演出できるようにします。

その他のヒントとして挙げられたのは、拠点となるもの、季節の風景の二つです。上条集落を例にすると、拠点となるものは甲州民家情報館で、休憩や情報提供などの機能が期待できます。季節の風景としては、春のモモ・スモモの花や、四季を通して味わうことができる果物の豊富さがあります。果物は、広域で対応することにより、勝沼のブドウや塩山のイチゴ・サクランボ、松里のコロガキなど、フルシーズンで対応できますし、情報提供により、果物の情報を含め地域の観光地を紹介することができます。

これまで記した内容を整理すると、個別の文化財を核とするより、伝統的建造物群保存地区を核として歴史まちづくりに取り組むほうが、来訪者へより強いインパクトで情報を提供できます。個別の文化財は拠点機能や季節の風景が希薄なものもあるのに対し、伝建地区はそれそのものに拠点機能があり、また、季節の風景を楽しめる面的な広がりを持っているからです。



歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画を策定するにあたり、三重県亀山市では、重要伝統的建造物群保存地区を核としています。

亀山市関宿（宿場町）

所在地	三重県亀山市関町大字新所字権現、西町南、西町北、東町南、東町北の各一部、並びに大字木崎字御茶屋、宮之前、北野、内山、時末藤の各一部
種別	宿場町
条例制定年月日	昭和五五年六月三〇日
選定年月日	昭和五九年一月二一〇日
地区面積	約二五・〇ヘクタール
保存物件数	建築物 二一〇件 工作物 一一件 環境物件 一件

亀山市関宿は、三重県北西部、鈴鹿山脈の東麓に位置する旧関町に所在します。慶長六年（一六〇一）、東海道に宿駅制がしかれたとき、品川から数えて四十



休憩所の展望台から見た町並み。果てしないほど瓦が続いています。

七番目の宿場として開かれました。東海道の難所のひとつ鈴鹿峠を控え、また、宿場の両端にある東追分と西追分で、伊勢街道と大和街道がそれぞれ分岐することもあるため、参勤交代やお伊勢参りなど交通の拠点として栄えました。



地蔵院（重要文化財）。街道の中ほどにある古刹です。



印象的な町並み。街道の先にシンボリックに地蔵院があります。

明治二十三年（一八九〇）に関西鉄道が開通したことにより、それまでの繁栄は徐々に薄れ、現在のようにな静かな町並みとなりました。保存地区は東西約一・八キロメートルあり、往時の関宿の全域を含んでいます。旧東海道の沿道に位置する町が、戦後の経済発展で次々に新しくなっていくなかで、関宿が唯一往時の面影を残しており、保存の気運が高まりました。

亀山市の歴史まちづくりの特徴は、整備計画が集中する重点区域を、この関宿を含めて旧東海道に沿って細長く設定していることで、東海道を意識した計画となっています。これも、合併により広域でも一体の歴史文化と捉えやすくなった成果といえます。



自転車屋として利用されている古い民家。



レトロなショーウィンドー。